

関税率表解説改正

新	旧
第 6 部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	
<p>注</p> <p>1 (A) (省略) <u>(B)</u> 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。</p> <p>2~3 (省略)</p>	<p>注</p> <p>1 (a) (省略) (u) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。</p> <p>2~3 (省略)</p>
総 説	総 説
<p>注1</p> <p><u>この注1(A)の規定により、すべての放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に单一であるかないかを問わない。)は、この表の他の項に同時に該当する場合も、28.44項に属する。</u></p> <p>したがって、例えば、放射性の塩化ナトリウム及び放射性のグリセリンは25.01項又は29.05項ではなく28.44項に属する。また、放射性のエチルアルコール、金及びコバルトはすべて28.44項に属する。しかしながら、放射性鉱物はこの表の5部に含まれるので注意しなければならない。</p> <p>非放射性の同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に单一であるかないかを問わない。)は、28.45項に属し、この表の他の項には属しない。したがって、炭素の非放射性同位元素は、28.03項ではなく28.45項に属する。</p> <p><u>この注1(B)の規定により、28.43項、28.46項又は28.52項に該当する物品は、放射性のもの又は同位元素の形になっているもの(28.44項又は28.45項)を除き、当該各項に属し、この部の他の項には属しない。</u>したがって、例えば、カゼインの銀塩は、35.01項ではなく28.43項に属し、また硝酸銀は、直ちに写真用に使用できるように小売用に包装したものであっても37.07項ではなく28.43項に属する。</p> <p>しかしながら、28.43項、28.46項又は28.52項は、この部の他の項にのみ優先するので注意しなければならない。28.43項、28.46項又は28.52項に該当する物品が<u>関税率表</u>の他の部の項に同時に該当する場合は、これらの物品の所属の決定は<u>関係する部</u>又は<u>類の注</u>及び表の解釈に関する通則による。したがって、希土類金属の化合物であるガドリン石(gadolinite)は、28.46項にも該当するが、28類の注3(a)の規定により5部に該当する鉱物性生産品は28類から除かれるので、28.30項に属する。</p>	<p>注1</p> <p><u>(a)すべての放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に单一であるかないかを問わない。)は、この表の他の項に同時に該当する場合も、28.44項に属する。</u></p> <p>したがって、例えば、放射性の塩化ナトリウム及び放射性のグリセリンは25.01項又は29.05項ではなく28.44項に属する。また、放射性のエチルアルコール、金及びコバルトはすべて28.44項に属する。しかしながら、放射性鉱物はこの表の5部に含まれるので注意しなければならない。</p> <p>非放射性の同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に单一であるかないかを問わない。)は、28.45項に属し、この表の他の項には属しない。したがって、炭素の非放射性同位元素は、28.03項ではなく28.45項に属する。</p> <p><u>(b)28.43項又は28.46項に該当する物品は、放射性のもの又は同位元素の形になっているもの(28.44項又は28.45項)を除き、当該各項に属し、この部の他の項には属しない。</u>したがって、例えば、カゼインの銀塩は、35.01項ではなく28.43項に属し、また硝酸銀は、直ちに写真用に使用できるように小売用に包装したものであっても37.07項ではなく28.43項に属する。</p> <p>しかしながら、28.43項又は28.46項は、この部の他の項にのみ優先するので注意しなければならない。28.43項又は28.46項に該当する物品がこの表の他の部の項に同時に該当する場合は、これらの物品の所属の決定は<u>適切な部</u>又は<u>類の注</u>及び表の解釈に関する通則による。したがって、希土類金属の化合物であるガドリン石(gadolinite)は、28.46項にも該当するが、28類の注3(a)の規定により5部に該当する鉱物性生産品は28類から除かれるので、28.30項に属する。</p>
注2	注2

関税率表解説改正

新	旧
<p>投与量にし又は小売用にしたことにより30.04項から30.06項まで、32.12項、33.03項から33.07項まで、35.06項又は38.08項のいずれかに属するとみられる物品は、<u>28.43項から28.46項まで又は28.52項</u>に該当する物品を除き、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p>	<p>投与量にし又は小売用にしたことにより30.04項から30.06項まで、32.12項、33.03項から33.07項まで、35.06項又は38.08項のいずれかに属するとみられる物品は、<u>28.43項から28.46項までに</u>該当する物品を除き、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p>
<p>注3 (省略)</p>	<p>注3 (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物	第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物
注	注
<p>1 (省略)</p> <p>2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシリ酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで<u>及び第28.52項</u>の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a) ~ (d) (省略)</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかを問わない。第31類参照）を除く。）</p> <p>3 ~ 5 (省略)</p> <p>6 第28.44項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p>(d) (a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が1グラムにつき74ベクレル（1グラムにつき<u>0.002</u>マイクロキュリー）を超えるもの</p> <p>(e) ~ (f) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>7 ~ 8 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) 28類の化合物と29類の化合物との区別（注2）</p> <p>この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシリ酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a) ~ (d) (省略)</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかを問わない。第31類参照）を除く。）</p> <p>3 ~ 5 (省略)</p> <p>6 第28.44項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p>(d) (a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比較射能が1グラムにつき74ベクレル（1グラムにつき<u>0.0002</u>マイクロキュリー）を超えるもの</p> <p>(e) ~ (f) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>7 ~ 8 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) 28類の化合物と29類の化合物との区別（注2）</p> <p>この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。</p>

関税率表解説改正

新	旧
(省略)	(省略)
28.37 : 無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（ヘキサシアノ鉄（ ）酸塩、ヘキサシアノ鉄（ ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（ ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（ ）酸塩、シアノマンガン錯塩、シアノカドミウム錯塩、シアノクロム錯塩、シアノコバルト錯塩、シアノニッケル錯塩、シアノ銅錯塩等） (削除) (省略)	28.37 : 無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（ヘキサシアノ鉄（ ）酸塩、ヘキサシアノ鉄（ ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（ ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（ ）酸塩、シアノマンガン錯塩、シアノカドミウム錯塩、シアノクロム錯塩、シアノコバルト錯塩、シアノニッケル錯塩、シアノ銅錯塩、シアノ水銀錯塩等） <u>28.38 : 無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩</u> (省略)
28.49 : 炭化物及び複合炭化物 (binarycarbides、borocarbides、carbonitrides等) (炭化水素を除く。) <u>28.52 : 水銀の無機又は有機の化合物 (アマルガムを除く。)</u> <u>28.53 : オキシ硫化炭素</u> <u>ハロゲン化チオカルボニル</u> <u>ジアン及びそのハロゲン化物</u> <u>シアナミド及びその金属誘導体 (カルシウムシアナミド (純粹であるかないかを問わない。) を除く (31類参照))</u> その他の炭素化合物は、この類に含まない。 (C) 化学的に単一の元素又は化合物でこの類に属しないもの この類において化学的に単一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 (省略)	28.49 : 炭化物及び複合炭化物 (binarycarbides、borocarbides、carbonitrides等) (炭化水素を除く。) <u>28.51 : オキシ硫化炭素</u> <u>ハロゲン化チオカルボニル</u> <u>ジアン及びそのハロゲン化物</u> <u>シアナミド及びその金属誘導体 (カルシウムシアナミド (純粹であるかないかを問わない。) を除く (31類参照))</u> その他の炭素化合物は、この類に含まない。 (C) 化学的に単一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類において化学的に単一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 (省略)
<u>28.53 : 液体空気及び圧搾空気</u> <u>アマルガム (貴金属のアマルガムを除く。上記の28.43参照)</u> (D) (省略) (E) この類の二以上の項に属すると見られる物品の分類 このような物品については、6部注1により取扱う。 (a) (省略) (b) 28.43項、28.46項又は28.52項の物品は、上記(a)の物品を除き、すべて当該各項に属し、この類の他の項には属しない。	<u>28.51 : 液体空気及び圧搾空気</u> <u>アマルガム (貴金属のアマルガムを除く。上記の28.43参照)</u> (D) (省略) (E) この類の二以上の項に属すると見られる物品の分類 このような物品については、6部注1により取扱う。 (a) (省略) (b) 28.43項又は28.46項の物品は、上記(a)の物品を除き、すべて当該各項に属し、この類の他の項には属しない。
(省略)	(省略)

関税率表解説改正

新					旧				
<p style="text-align: center;">第 1 節 元 素</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省 略)</p>					<p style="text-align: center;">第 1 節 元 素</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省 略)</p>				
元素の分類一覧表					元素の分類一覧表				
元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類	元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類
和名	英名				和名	英名			
(省 略)					(省 略)				
臭素	Bromine	Br	35	非金属 (28.01)	臭素	Bromine	Br	35	非金属 (28.04)
(省 略)					(省 略)				
炭素	Carbon	C	6	非金属 (28.03)、 人造黒鉛 (38.01)	炭素	Carbon	C	6	非金属 (28.04)、 人造黒鉛 (38.01)
(省 略)					(省 略)				
硫黄	Sulphur	S	16	非金属 (28.02 ただし、 粗製の硫黄は25.03)	硫黄	Sulphur	S	16	非金属 (28.04 ただし、 粗製の硫黄は25.03)
(省 略)					(省 略)				
チタン	Titanium	Ti	22	卑金属 (81.08)	チタン	Titanium	Ti	22	卑金属 (81.03)
(省 略)					(省 略)				

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(A) アルカリ金属</p> <p>5種類のアルカリ金属は、軟らかく、比較的軽い。冷水を分解し、空气中では変質して水酸化物を形成する。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) ナトリウム</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、ナトリウムアマルガムを含まない（<u>28.53</u>）。</p> <p>(3) ~ (5) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">(B) ~ (C) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">(D) 水銀</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>水銀は、28.43項又は<u>28.53</u>項のアマルガムの製造、金若しくは銀の冶（や）金工業、金若しくは銀のめっき工業及び塩素、水酸化ナトリウム、水銀塩、朱又は雷酸塩の製造に使用すると共に、水銀灯の製造、計器又は医薬に使用する。</p> <p>医薬用に使用される水銀のコロイド状懸濁液（水中で水銀と白金の間に電気アークを起こすと得られる赤色又は緑色の液体）は、この項には属さず、30類に属する。</p>	<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(A) アルカリ金属</p> <p>5種類のアルカリ金属は、軟らかく、比較的軽い。冷水を分解し、空气中では変質して水酸化物を形成する。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) ナトリウム</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、ナトリウムアマルガムを含まない（<u>28.51</u>）。</p> <p>(3) ~ (5) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">(B) ~ (C) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">(D) 水銀</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>水銀は、28.43項又は<u>28.51</u>項のアマルガムの製造、金若しくは銀の冶（や）金工業、金若しくは銀のめっき工業及び塩素、水酸化ナトリウム、水銀塩、朱又は雷酸塩の製造に使用すると共に、水銀灯の製造、計器又は医薬に使用する。</p> <p>医薬用に使用される水銀のコロイド状懸濁液（水中で水銀と白金の間に電気アークを起こすと得られる赤色又は緑色の液体）は、この項には属さず、30類に属する。</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 2 節 無機酸及び無機非金属酸化物	第 2 節 無機酸及び無機非金属酸化物
総 説 (省 略)	総 説 (省 略)
<p>水素の酸素化合物もまたこの節には含まない。すなわち、水 (22.01)、重水 (28.45)、過酸化水素 (28.47) 又は蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (イオン交換樹脂で処理した水を含む。) (28.53)。</p> <p>(省 略)</p>	<p>水素の酸素化合物もまたこの節には含まない。すなわち、水 (22.01)、重水 (28.45)、過酸化水素 (28.47) 又は蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (イオン交換樹脂で処理した水を含む。) (28.51)。</p> <p>(省 略)</p>
28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略)	28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略)
- その他の無機非金属酸化物 2811.21 - - 二酸化炭素 2811.22 - - 二酸化けい素 (削 除) 2811.29 - - その他のもの (省 略) (A) ~ (L) (省 略) (M) けい素化合物 (省 略)	- その他の無機非金属酸化物 2811.21 - - 二酸化炭素 2811.22 - - 二酸化けい素 <u>2811.23 - - 二酸化硫黄</u> 2811.29 - - その他のもの (省 略) (A) ~ (L) (省 略) (M) けい素化合物 (省 略)
<p>シリカは耐酸性があり、溶融シリカは理化学用機器又は工業用の装置に使用し、急激な過熱冷却に耐える (70類の総説参照)。<u>細かく粉碎したものは、例えば、種々の天然及び合成のゴム及びエラストマー用の充てん料、種々のプラスチック、ペイント、印刷用インク、塗布及び接着用の糊剤及び摺変性付与剤 (thixotropic agent) に使用する。乾式シリカ (Fumed Silica) (水素酸素炉 (hydrogen-oxygen furnaces) 中で四塩化けい素又はトリクロロシランの燃焼により得られる。) は、シリコンウエハーの化学機械研磨及び種々の材料のフリーフロー剤または硬化防止剤 (anti-settling agent) に使用される。活性化したシリカゲルは、ガスの乾燥等に使用する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>シリカは耐酸性があり、溶融シリカは理化学用機器又は工業用の装置に使用し、急激な過熱冷却に耐える (70類の総説参照)。<u>細かく粉碎したものは、ペイントの增量剤、レー キ顔料の充てん料に使用する。活性化したシリカゲルはガスの乾燥等に使用する。</u></p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;">第 3 節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この節に属する物品は、5 節に属する水素酸の金属塩のものと同じように塩化物、硫化物と呼ばれるが、次のように非金属と結合したものである。</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 硫黄と酸素及び水素以外の非金属が結合したもの（硫黄化合物）</p> <p>非金属の硫化酸化物（硫黄 + 酸素 + 非金属）は、この節から除かれ、<u>28.53項</u>に属する。</p> <p>金属（1 節総説参照）又はアンモニウムイオン（NH₄⁺ 金属）のハロゲン化物、ハロゲン化酸化物及び硫化物は、貴金属の化合物（28.43）及び28.44項、28.45項、<u>28.46項</u>又は<u>28.52項</u>の化合物の場合を除き、5 節に属する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この節に属する物品は、5 節に属する水素酸の金属塩のものと同じように塩化物、硫化物と呼ばれるが、次のように非金属と結合したものである。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 硫黄と酸素及び水素以外の非金属が結合したもの（硫黄化合物）</p> <p>非金属の硫化酸化物（硫黄 + 酸素 + 非金属）は、この節から除かれ、<u>28.51項</u>に属する。</p> <p>金属（1 節総説参照）又はアンモニウムイオン（NH₄⁺ 金属）のハロゲン化物、ハロゲン化酸化物及び硫化物は、貴金属の化合物（28.43）及び28.44項、28.45項又は<u>28.46項</u>の化合物の場合を除き、5 節に属する。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.12 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 (省略)</p> <p>(A) 非金属の塩化物 最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 塩化りん (a) (省略)</p> <p>(b) 五塩化りん (PCl_5) : 三塩化りんから得られる白色又は帯黄色の結晶で、比重約3.6。三塩化りんと同様に、湿った空気中で発煙し、水に触れて分解し、また、催涙性を持つ。有機化学における塩素化剤又は触媒(塩化イサチエン製造用等)として使用する。 塩化ホスホニウム (PH_4Cl) は含まない(28.53)。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 塩化けい素 <u>四塩化けい素 (SiCl_4)</u> : シリカと石炭の混合物又はけい素、フェロシリコン又はシリコンブロンズ (silicon bronze) に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約1.5、湿った空気中で窒息性の白煙(塩化水素 (HCl))を発する。水で分解してゼラチン状シリカとなるとともに塩化水素を発煙する。けい素及び非常に高純度のけい素、シリコーンの製造及び煙幕に使用する。</p> <p>けい化水素の置換体、例えば、三塩化シラン (SiHCl_3) は含まない(28.53)。</p> <p>この項には、四塩化炭素 (CCl_4)、ヘキサクロロエタン (C_2Cl_6)、ヘキサクロロベンゼン (<u>I S O</u>) (C_6Cl_6)、オクタクロロナフタレン (C_{10}Cl_8) その他これらに類する炭素の塩化物は含まない。 これらは炭化水素の塩素化誘導体である(29.03)。</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(C) その他の非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 ここには、非金属のその他のハロゲン化物(ふつ化物、臭化物、よう化物)をすべて含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 臭化物</p>	<p>28.12 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 (省略)</p> <p>(A) 非金属の塩化物 最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 塩化りん (a) (省略)</p> <p>(b) 五塩化りん (PCl_5) : 三塩化りんから得られる白色又は帯黄色の結晶で、比重約3.6。三塩化りんと同様に、湿った空気中で発煙し、水に触れて分解し、また、催涙性を持つ。有機化学における塩素化剤又は触媒(塩化イサチエン製造用等)として使用する。 塩化ホスホニウム (PH_4Cl) は含まない(28.51)。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 塩化けい素 <u>四塩化けい素 (SiCl_4)</u> : シリカと石炭の混合物又はけい素、フェロシリコン又はシリコンブロンズ (silicon bronze) に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約1.5、湿った空気中で窒息性の白煙を発する。水で分解してゼラチン状シリカとなる。シリコーン製造又は煙幕に使用する。</p> <p>けい化水素の置換体、例えば、三塩化シラン (SiHCl_3) は含まない(28.51)。</p> <p>この項には、四塩化炭素 (CCl_4)、ヘキサクロロエタン (C_2Cl_6)、ヘキサクロロベンゼン (C_6Cl_6)、オクタクロロナフタレン (C_{10}Cl_8) その他これらに類する炭素の塩化物は含まない。 これらは炭化水素の塩素化誘導体である(29.03)。</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(C) その他の非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 ここには、非金属のその他のハロゲン化物(ふつ化物、臭化物、よう化物)をすべて含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 臭化物</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>(a) (省略)</p> <p>(b) 臭化りん (省略) この項には、臭化ホスホニウム (PH_4Br) (<u>28.53</u>) 及び臭化炭素 (29.03) は含まない。</p> <p>(3) よう化物</p> <p>(a) よう化りん (省略) 三よう化りん (PI_3) : 二よう化りんと同様の方法で得られる暗赤色の板状結晶である。よう化ホスホニウム (PH_4I) は<u>28.53</u>項に属する。</p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(a) (省略)</p> <p>(b) 臭化りん (省略) この項には、臭化ホスホニウム (PH_4Br) (<u>28.51</u>) 及び臭化炭素 (29.03) は含まない。</p> <p>(3) よう化物</p> <p>(a) よう化りん (省略) 三よう化りん (PI_3) : 二よう化りんと同様の方法で得られる暗赤色の板状結晶である。よう化ホスホニウム (PH_4I) は<u>28.51</u>項に属する。</p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.13 非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 酸化硫化物（例えば、砒素、炭素及びけい素の酸化硫化物）及び非金属のチオハロゲン化物（例えば、クロロ硫化りん及び塩化チオカルボニル） (28.53)</p>	<p>28.13 非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 酸化硫化物（例えば、砒素、炭素及びけい素の酸化硫化物）及び非金属のチオハロゲン化物（例えば、クロロ硫化りん及び塩化チオカルボニル） (28.51)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省略)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(c) 貴金属の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.43)、放射性元素の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.44)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウム若しくはこれらの金属の混合物の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.46) 又は水銀の酸化物、過酸化物及び水酸化物 (28.52)</p> <p>(d) 水素と酸素の化合物：水 (22.01)、重水 (28.45)、過酸化水素 (28.47) 及び蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（イオン交換処理した水を含む。）(28.53)</p> <p>(e) ~ (g) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省略)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(c) 貴金属の酸化物 (28.43)、放射性元素の酸化物 (28.44)、イットリウム、スカンジウム又は希土類金属の酸化物 (28.46)</p> <p>(d) 水素と酸素の化合物：水 (22.01)、重水 (28.45)、過酸化水素 (28.47) 及び蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（イオン交換処理した水を含む。）(28.51)</p> <p>(e) ~ (g) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.24 鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛</p> <p>2824.10 - 一酸化鉛 (削除)</p> <p>2824.90 - その他のもの (省略)</p>	<p>28.24 鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛</p> <p>2824.10 - 一酸化鉛</p> <p><u>2824.20 - 鉛丹及びオレンジ鉛</u></p> <p>2824.90 - その他のもの (省略)</p>
<p>28.25 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物（この類の前の各項に掲げるものを除く。）</p> <p>最も重要なものは次の物品である。</p> <p>(1) ~ (16) (省略) (削除)</p> <p><u>(17) ビスマスの酸化物及び水酸化物</u> (a) ~ (c) (省略) 天然のビスマスオーカー (bismuth ochre、主として三酸化ビスマスから成る。) は、この項には含まない (26.17)。 <u>この項には、水銀の酸化物を含まない (28.52)。</u></p>	<p>28.25 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物（この類の前の各項に掲げるものを除く。）</p> <p>最も重要なものは次の物品である。</p> <p>(1) ~ (16) (省略)</p> <p><u>(17) 水銀の酸化物：酸化第二水銀 (mercuric oxide) (HgO) は、水銀の酸化物の中で最も重要なもので、硝酸第二水銀のか焼によって得られるものは赤色の結晶性粉であるが、塩化第二水銀に水酸化アルカリを加えるか又は水銀を直接酸化して得られるものは、黄色の無定形の粉で比重がやや大きく、活性もやや低い。これらは、いずれも毒性があり、光にさらすと黒変する。眼科用（特に赤色酸化物）、船底ペイントの調製、水銀塩、触媒に使用する。</u></p> <p><u>(18) ビスマスの酸化物及び水酸化物</u> (a) ~ (c) (省略) 天然のビスマスオーカー (bismuth ochre、主として三酸化ビスマスから成る。) は、この項には含まない (26.17)。 (新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 5 節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩 (省略)	第 5 節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩 (省略)
この節には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省略) <u>(c) 貴金属の化合物 (28.43)、放射性元素の化合物 (28.44)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウム若しくはこれらの金属の混合物の化合物 (28.46) 又は水銀の化合物 (28.52)</u> (d) ~ (k) (省略)	この節には、次の物品を含まない。 (a) ~ (b) (省略) <u>(c) 貴金属の化合物 (28.43)、放射性元素の化合物 (28.44) 又はイットリウム、スカンジウム若しくは希土類金属の化合物 (28.46)</u> (d) ~ (k) (省略)
28.26 ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニン酸塩その他のふっ素錯塩 - ふっ化物 (削除) 2826.12 - - アルミニウムのもの 2826.19 - - その他のもの (削除) 2826.30 - ヘキサフルオロアルミニン酸ナトリウム(人造水晶石) 2826.90 - その他のもの (省略)	28.26 ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニン酸塩その他のふっ素錯塩 - ふっ化物 <u>2826.11 - - アンモニウム又はナトリウムのもの</u> 2826.12 - - アルミニウムのもの 2826.19 - - その他のもの <u>2826.20 - ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩</u> 2826.30 - ヘキサフルオロアルミニン酸ナトリウム(人造水晶石) 2826.90 - その他のもの (省略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.27 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) - その他の塩化物 2827.31 - マグネシウムのもの 2827.32 - アルミニウムのもの (削除) (削除) 2827.35 - - ニッケルのもの (削除) 2827.39 - - その他のもの (省略) (省略) (A) 塩化物 この項には、塩酸(28.06)の塩を含む。 この項に属する主な塩化物は、次のとおりである。 (1) ~ (15) (省略) (削除)</p> <p>このグループには、塩化ナトリウム及び塩化カリウム(純粋であるかないかを問わない。それぞれ25.01及び31.04又は31.05)は含まない。この項には、通常「さらし粉(商慣行上の次亜塩素酸カルシウム)」といわれる化合物を含まない(28.28)。塩化水銀(塩化第一水銀(Mercurous chloride)及び塩化第二</p>	<p>28.27 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) - その他の塩化物 2827.31 - マグネシウムのもの 2827.32 - アルミニウムのもの <u>2827.33 - - 鉄のもの</u> <u>2827.34 - - コバルトのもの</u> 2827.35 - - ニッケルのもの <u>2827.36 - - 亜鉛のもの</u> 2827.39 - - その他のもの (省略) (省略) (A) 塩化物 この項には、塩酸(28.06)の塩を含む。 この項に属する主な塩化物は、次のとおりである。 (1) ~ (15) (省略) <u>(16) 水銀の塩化物</u> <u>(a) 塩化第一水銀(甘こう、caromel)(Hg₂Cl₂)</u> : 硝酸第一水銀に塩酸又は塩化ナトリウムを加えて沈殿させるか、硫酸第一水銀と塩化ナトリウムの混合物を加熱昇華するか又は塩化第二水銀を水銀とともに粉碎して得られる。無定形の塊、粉又は白色結晶として存在し、水に不溶で、沈澱又は蒸気にしたもの(特に、純粋なもの)は、緩下剤駆虫剤等として使用する。 <u>塩化第一水銀は、花火、窯業等にも使用する。</u> <u>(b) 塩化第二水銀(昇こう、corrosive sublimate)</u> : 斜方晶系結晶又は白色針状結晶で、加熱した水銀に直接塩素を作用させて得られ、水(特に熱水)に可溶、猛毒であり、非常に希薄な溶液で強力な殺菌力、殺虫力を持つ。医薬(消毒剤等)、鉄のブロンズ化剤、木材の不燃化、写真の増感剤、有機化学の触媒及び酸化水銀の製造に使用する。 この項には、塩化ナトリウム及び塩化カリウム(純粋であるかないかを問わない。それぞれ25.01及び31.04又は31.05)は含まない。この項には、通常「さらし粉(商慣行上の次亜塩素酸カルシウム)」といわれる化合物を含まない(28.28)。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>水銀 (Mercuric chloride)) は、28.52項に属する。</u></p> <p>(B) ~ (C) (省略)</p> <p>(D) よう化物及びよう化酸化物 この項には、よう化水素 (28.11) の塩及びよう化酸化物 (オキシよう化物) を含む。 (1) ~ (4) (省略) (削除)</p> <p>(5) その他のよう化物及びよう化酸化物 : ここには、次の物品を含む。 (a) ~ (b) (省略) <u>この項には、水銀のよう化物 (よう化第一水銀 (mercurous iodide) 及びよう化第二水銀 (mercuric iodide)) を含まない (28.52)。</u></p>	<p>(B) ~ (C) (省略)</p> <p>(D) よう化物及びよう化酸化物 この項には、よう化水素 (28.11) の塩及びよう化酸化物 (オキシよう化物) を含む。 (1) ~ (4) (省略) <u>(5) 水銀のよう化物</u> <u>(a) よう化第一水銀 (mercurous iodide) (HgI 又は Hg_2I_2) :</u>アルコールの存在下で水銀による素を直接作用させて得られる。通常無定形の粉であるが、時には結晶もある。通常、黄色であるが、時には緑色又は赤色を帶びていることがある。水に難溶で毒性が強い。消毒剤 (梅毒治療用) 及び有機合成に使用する。 <u>(b) よう化第二水銀 (mercuric iodide, red iodide) (HgI₂) :</u>よう化第一水銀と類似の製造方法で又は第二水銀の塩化物その他の塩による化力リウムを作成し沈殿させて得られる。赤色の結晶性粉末で、ほとんど水に溶けず、毒性が強い。写真 (増感剤) 及び分析試薬に使用する。 (6) その他のよう化物及びよう化酸化物 : ここには、次の物品を含む。 (a) ~ (b) (省略) (新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.30 硫化物及び多硫化物 (多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。)</p> <p>2830.10 - ナトリウムの硫化物 (削除) (削除)</p> <p>2830.90 - その他のもの (省略) (1) ~ (10) (省略) (削除)</p> <p>(11) その他の硫化物 : これらには、次の物品を含む。</p> <p>(a) カリウムの硫化物 (中性及び酸性) : 硫化水素カリウムは、メルカバタンの製造に使用する。</p> <p>(b) 銅の硫化物 : 電極又は耐海水性塗料の製造に使用する。天然の硫化銅 (銅藍 covellite)、輝銅鉱 chalcocite) は、含まない (26.03)。 。</p> <p>(c) 硫化鉛 : 窯業に使用する。ただし、天然の硫化鉛 (方鉛鉱 galena) は含まない (26.07)。</p> <p>天然の硫化水銀 (辰砂 cinnabar)、天然朱) 及び人造の硫化水銀は含まない)。それぞれ、26.17項、28.52項に属する。</p> <p>(12) 多硫化物は、この項に属する。これらは同じ金属の種々の硫化物の混合物である。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>28.30 硫化物及び多硫化物 (多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。)</p> <p>2830.10 - ナトリウムの硫化物</p> <p><u>2830.20 - 硫化亜鉛</u></p> <p><u>2830.30 - 硫化カドミウム</u></p> <p>2830.90 - その他のもの (省略) (1) ~ (10) (省略)</p> <p><u>(11) 水銀の硫化物 : 人造の硫化水銀 (HgS) は、水銀に硫黄を直接作用すると得られる黒色物である。昇華するか又は多硫化アルカリと加熱すると赤色の粉末 (赤色硫化水銀、人造朱) となり、ペイント又はシーリングワックスの顔料に使用する。湿式法で得られたものは光沢が強いが耐光性があまりよくない。この塩は毒性である。</u> <u>天然の硫化水銀 (辰砂 cinnabar)、天然朱) は含まない (26.17)。</u></p> <p><u>(12) その他の硫化物 : これらには、次の物品を含む。</u></p> <p>(a) カリウムの硫化物 (中性及び酸性) : 硫化水素カリウムは、メルカバタンの製造に使用する。</p> <p>(b) 銅の硫化物 : 電極又は耐海水性塗料の製造に使用する。天然の硫化銅 (銅藍 covellite)、輝銅鉱 chalcocite) は、含まない (26.03)。 。</p> <p>(c) 硫化鉛 : 窯業に使用する。ただし、天然の硫化鉛 (方鉛鉱 galena) は含まない (26.07)。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p><u>(13) 多硫化物は、この項に属する。これらは同じ金属の種々の硫化物の混合物である。</u></p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (省略)</p> <p>- その他の硫酸塩</p> <p>2833.21 - - マグネシウムのもの</p> <p>2833.22 - - アルミニウムのもの (削除)</p> <p>2833.24 - - ニッケルのもの</p> <p>2833.25 - - 銅のもの (削除)</p> <p>2833.27 - - バリウムのもの</p> <p>2833.29 - - その他のもの (省略)</p> <p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸(H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。ただし、<u>水銀の硫酸塩</u> (28.52)、硫酸アンモニウム (31.02又は31.05) 及び硫酸カリウム (31.04又は31.05) は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まれない。</p> <p>(1) ~ (12) (省略) (削除)</p> <p><u>(13) 鉛の硫酸塩</u> (省略)</p>	<p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (省略)</p> <p>- その他の硫酸塩</p> <p>2833.21 - - マグネシウムのもの</p> <p>2833.22 - - アルミニウムのもの</p> <p><u>2833.23 - - クロムのもの</u></p> <p>2833.24 - - ニッケルのもの</p> <p>2833.25 - - 銅のもの</p> <p><u>2833.26 - - 亜鉛のもの</u></p> <p>2833.27 - - バリウムのもの</p> <p>2833.29 - - その他のもの (省略)</p> <p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸(H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。しかし、硫酸アンモニウム (31.02又は31.05) 及び硫酸カリウム (31.04又は31.05) は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まれない。</p> <p>(1) ~ (12) (省略)</p> <p><u>(13) 水銀の硫酸塩</u></p> <p><u>(a) 硫酸第一水銀 (mercurous sulphate) (Hg_2SO_4)</u> : 硫酸第二水銀と水銀とを加熱して得られる。白色の結晶性の粉で、水で分解し塩基性硫酸塩となる。カロメル電池及び標準電池の製造に使用する。</p> <p><u>(b) 硫酸第二水銀 (mercuric sulphate) ($HgSO_4$)</u> : 硫酸に水銀を溶解して得られる。無水塩は、白色の結晶性の塊で、光で黒変する。一水塩は、結晶性のフレークである。塩化第二水銀その他の第二水銀塩の製造、金及び白金の冶(や)金等に使用する。</p> <p><u>(c) 硫酸二酸化三水銀 (塩基性硫酸水銀) ($HgSO_4 \cdot 2HgO$)</u> : 淡黄色の粉で水に不溶、光で分解する。医薬に使用する。</p> <p><u>(14) 鉛の硫酸塩</u> (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.34 亜硝酸塩及び硝酸塩</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 硝酸塩 (省略)</p> <p>(1) ~ (12) (省略) (削除)</p>	<p>28.34 亜硝酸塩及び硝酸塩</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 硝酸塩 (省略)</p> <p>(1) ~ (12) (省略)</p> <p><u>(13) 水銀の硝酸塩：水銀に硝酸を作用させて得られる。</u></p> <p><u>(a) 硝酸第一水銀 ($HgNO_3 \cdot H_2O$)：無色の結晶で有毒である。金めっき、医薬、帽子製造（強水）、酢酸第一水銀の製造等に使用する。</u></p> <p><u>(b) 硝酸第二水銀 ($Hg(NO_3)_2$)：通常二水塩で、無色の結晶又は白色若しくは黄色の板状で、潮解性があり、有毒。帽子製造、金めっき、医薬（梅毒の治療）、防腐剤、二トロ化助剤、触媒（有機合成）、雷酸水銀又は酸化第二水銀の製造等に使用する。</u></p> <p><u>(c) 塩基性硝酸水銀：これらの塩は、黄色の粉で医薬に使用する。</u></p> <p>前に掲げる除外例のほか、この項には、次の物品も含まない。</p> <p><u>(a) 水銀の硝酸塩 (28.52)</u></p> <p><u>(b) アセトニトレイト (29類) (例えば、媒染剤として使用する鉄アセトニトレイト)</u></p> <p><u>(c) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムの複塩 (純粹であるかないかを問わない。) (31.02又は31.05)</u></p> <p><u>(d) 金属の硝酸塩の混合物から成る爆薬 (36.02)</u></p> <p>前に掲げる除外例のほか、この項には、次の物品も含まない。 (新規)</p> <p><u>(a) アセトニトレイト (29類) (例えば、媒染剤として使用する鉄アセトニトレイト)</u></p> <p><u>(b) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムの複塩 (純粹であるかないかを問わない。) (31.02又は31.05)</u></p> <p><u>(c) 金属の硝酸塩の混合物から成る爆薬 (36.02)</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.35 ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。)</p> <p>(省略)</p> <p>-りん酸塩</p> <p>2835.22 - - 一ナトリウム又は二ナトリウムのもの (削除)</p> <p>2835.24 - - カリウムのもの</p> <p>2835.25 - - オルトリん酸水素カルシウム(りん酸二カルシウム)</p> <p>2835.26 - - カルシウムのその他のりん酸塩</p> <p>2835.29 - - その他のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>28.35 ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。)</p> <p>(省略)</p> <p>-りん酸塩</p> <p>2835.22 - - 一ナトリウム又は二ナトリウムのもの</p> <p><u>2835.23 - - 三ナトリウムのもの</u></p> <p>2835.24 - - カリウムのもの</p> <p>2835.25 - - オルトリん酸水素カルシウム(りん酸二カルシウム)</p> <p>2835.26 - - カルシウムのその他のりん酸塩</p> <p>2835.29 - - その他のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>
<p>28.36 炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (削除)</p> <p>2836.20 - 炭酸二ナトリウム</p> <p>2836.30 - 炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)</p> <p>2836.40 - カリウムの炭酸塩</p> <p>2836.50 - 炭酸カルシウム</p> <p>2836.60 - 炭酸バリウム (削除)</p> <p>-その他のもの</p> <p>2836.91 - - リチウムの炭酸塩</p> <p>2836.92 - - 炭酸ストロンチウム</p> <p>2836.99 - - その他のもの (省略)</p>	<p>28.36 炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの</p> <p><u>2836.10 - 商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩</u></p> <p>2836.20 - 炭酸二ナトリウム</p> <p>2836.30 - 炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)</p> <p>2836.40 - カリウムの炭酸塩</p> <p>2836.50 - 炭酸カルシウム</p> <p>2836.60 - 炭酸バリウム</p> <p><u>2836.70 - 鉛の炭酸鉛</u></p> <p>-その他のもの</p> <p>2836.91 - - リチウムの炭酸塩</p> <p>2836.92 - - 炭酸ストロンチウム</p> <p>2836.99 - - その他のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.37 シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩</p> <p>(省略)</p> <p>(A) シアン化物 シアン化物は、青酸(HCN)(28.11)の金属塩で猛毒である。 (1)~(6) (省略) (削除)</p> <p>この項には、水銀のシアン化物(28.52)及び非金属のシアン化物(例えば、シアン化臭素)(28.53)を含まない。</p> <p>(B)~(C) (省略)</p> <p>(D) その他の化合物 無機塩基のペントシアノニトロシリ鉄()酸塩、ペントシアノニトロシリ鉄()酸塩、シアノカドミウム酸塩、シアノクロム酸塩、シアノマンガン酸塩、シアノコバルト酸塩、シアノニッケル酸塩、シアノ銅酸塩等を含む。</p> <p>この項には、例えば、ペントシアノニトロシリ鉄()酸ナトリウム(sodium nitroferricyanide)(Na₂Fe(CN)₅NO₂·2H₂O:化学分析に使用する。)を含む。 しかしながら、シアノ水銀酸塩は、この項には含まれない(28.52)。</p> <p>(省略)</p>	<p>28.37 シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩</p> <p>(省略)</p> <p>(A) シアン化物 シアン化物は、青酸(HCN)(28.11)の金属塩で猛毒である。 (1)~(6) (省略) (7) 水銀のシアン化物</p> <p>(a) シアン化第二水銀(mercuric cyanide)(Hg(CN)₂) : 黄色の酸化水銀を青酸水溶液に溶解して得られる。白色不透明の結晶で水に可溶、空気中でかっ色に変わる。加熱すると分解してシアンガスを発生するので、シアンガスの製造に使用する。また、防腐剤、消毒剤(特にせっけん)、写真に使用する。</p> <p>(b) シアン化酸化第二水銀(mercuric cyanide oxide)(Hg(CN)₂·HgO) : シアン化第二水銀に黄色の酸化水銀を作用させて得られる白色の結晶性粉末で、水(特に熱水)に可溶。塩化第二水銀より強力で、シアン化水銀より刺激の弱い殺菌作用があり、眼科、丹毒、皮膚病、梅毒の治療及び医療器具の滅菌に使用する。</p> <p>非金属のシアン化物(例えば、シアン化臭素)は含まない(28.51)。</p> <p>(B)~(C) (省略)</p> <p>(D) その他の化合物 無機塩基のペントシアノニトロシリ鉄()酸塩、ペントシアノニトロシリ鉄()酸塩、シアノカドミウム酸塩、シアノクロム酸塩、シアノマンガン酸塩、シアノコバルト酸塩、シアノニッケル酸塩、シアノ銅酸塩、シアノ水銀酸塩等を含む。</p> <p>ここには、次の物品を含む。</p> <p>(1) シアノ水銀酸カリウム(potassium cyanomercurate) : 無色の結晶で有毒、水に可溶。銀鏡に使用する。</p> <p>(2) ペントシアノニトロシリ鉄()酸ナトリウム(sodium nitroferricyanide)(Na₂Fe(CN)₅NO₂·2H₂O) : 化学分析に使用する。</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>28.38 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、雷酸塩、シアン酸塩、イソシアン酸塩、チオシアン酸塩（シアン酸（HO-C≡N）、イソシアン酸（HN=C=O）、雷酸（HO-N=C）若しくはその他のシアン酸異性体又はチオシアン酸（HS-C≡N）の金属塩）を含む。</p> <p>(A) 雷酸塩 <u>雷酸塩は、その構造は多少不明な点がある。非常に不安定でわずかな衝撃や熱（例えば、スパーク）で爆発する。点火薬として雷管等の製造に使用する。</u> <u>商慣行上重要な雷酸塩は、雷酸水銀（推定化学式はHg(ONC)₂）である。これは、塩化第一銅を触媒として硝酸水銀の硝酸溶液にアルコールを反応させて得られる。白色又は黄色の針状結晶で、沸騰水に可溶、有毒。爆発時に赤色の煙を発生する。非金属製容器に水を満たして貯える。</u></p> <p>(B) シアン酸塩 <u>アンモニウム、ナトリウム又はカリウムのシアン酸塩は、各種の有機化合物の製造に使用する。また、アルカリ土類のシアン酸塩も知られている。</u></p> <p>(C) チオシアン酸塩 <u>チオシアン酸塩（スルホシアン化物、sulphocyanides）は、チオシアン酸（単離されない）（HS-C≡N）の金属塩である。</u> <u>主なものは次の物品である。</u></p> <p>(1) チオシアン酸アンモニウム (NH₄SCN) : アンモニアと二硫化炭素の混合物を加熱して得られる。無色の結晶で、潮解性があり、水によく溶ける。空気と光の作用で赤変し、加熱すると分解する。電気めつき、写真、染色（特に、サイジングした絹織物の劣化防止）、冷媒、シアン化物又はヘキサシアノ鉄（）酸塩、チオ尿素、グアニジン、プラスチック、接着剤、除草剤の製造等に使用する。</p> <p>(2) チオシアン酸ナトリウム (NaSCN) : シアン化ナトリウムと硫黄の混合物を加熱して得られる。チオシアン酸アンモニウムと同様の外観であるか又は粉であり、有毒。写真、染色（媒染剤）、医薬、試薬、電気めつき等に使用するほか、人造からし油の製造、ゴム工業等に使用する。</p> <p>(3) チオシアン酸カリウム (KSCN) : チオシアン酸ナトリウムと同様の製法で得られ、同様の特徴を持つ。繊維工業、写真、有機合成（チオ尿素、人造からし油、染料等）、チオシアン酸塩、冷媒、駆虫剤の製造等に使用す</p>

関税率表解説改正

新	旧
	<p>る。</p> <p>(4) チオシアン酸カルシウム ($\text{Ca}(\text{SCN})_2 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$) : チオシアン酸アンモニウムに酸化カルシウムを作用させて得られる。無色の結晶で潮解性があり、水に可溶。染色の媒染剤、セルロースの溶剤、綿のマーセライズ加工、医薬(よう化カリウムの代用品。動脈硬化症治療)、ヘキサシアノ鉄()酸塩又はその他のチオシアン酸塩の製造、羊皮紙製造に使用する。</p> <p>(5) 銅のチオシアン酸塩: チオシアン酸アルカリ、亜硫酸水素ナトリウム及び硫酸銅から得られる。</p> <p>チオシアン酸第一銅 (cuprous thiocyanate) (CuSCN) : 白色、灰色又は黄色を帯びた粉又はペーストで水に不溶。なせんの媒染剤、船用ペイントの製造及び有機合成に使用する。</p> <p>チオシアン第二銅 (cupric thiocyanate) ($\text{Cu}(\text{SCN})_2$) : 黒色の粉で水に不溶。容易にチオシアン酸第一銅となる。雷管及びマッチの製造に使用する。</p> <p>(6) チオシアン酸第二水銀 (mercuric thiocyanate) ($\text{Hg}(\text{SCN})_2$) : チオシアン酸アルカリと塩化第二水銀から得られる。白色の結晶性の粉で、水に難溶。毒性がある。写真(明暗度の強化)に使用する。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) シアン酸の複塩又は錯塩 (28.42)</p> <p>(b) チオシアン酸の複塩又は錯塩(例えば、ライネケ塩 (reineckates)、チオシアン酸第一鉄カリウム (ferrous potassium thiocyanate) 及びチオシアン酸第二鉄カリウム (ferric potassium thiocyanate) (28.42))</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.39 けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品</p> <p>- ナトリウムのもの</p> <p>2839.11 - - ナトリウムのメタけい酸塩</p> <p>2839.19 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2839.90 - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>28.39 けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品</p> <p>- ナトリウムのもの</p> <p>2839.11 - - ナトリウムのメタけい酸塩</p> <p>2839.19 - - その他のもの</p> <p><u>2839.20 - カリウムのもの</u></p> <p>2839.90 - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2841.30 - 二クロム酸ナトリウム</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、オキソ金属酸及びペルオキソ金属酸（無水物を構成する金属酸化物に相当する。）の塩を含む。</p> <p>この項に属する主なものは、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (10) (省略)</p> <p>(11) アンチモン酸塩：酸化アンチモン (Sb_2O_5) に相当する種々の酸の塩である。ある点で砒酸塩に類似している。</p> <p>(a) ~ (e) (省略)</p> <p>この項には、アンチモン化物は含まない (28.53)。</p> <p>(12) ~ (13) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p><u>(d) 水銀 (28.52)</u></p>	<p>28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩</p> <p><u>2841.10 - アルミニン酸塩</u></p> <p><u>2841.20 - クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）</u></p> <p>2841.30 - 二クロム酸ナトリウム</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、オキソ金属酸及びペルオキソ金属酸（無水物を構成する金属酸化物に相当する。）の塩を含む。</p> <p>この項に属する主なものは、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (10) (省略)</p> <p>(11) アンチモン酸塩：酸化アンチモン (Sb_2O_5) に相当する種々の酸の塩である。ある点で砒酸塩に類似している。</p> <p>(a) ~ (e) (省略)</p> <p>この項には、アンチモン化物は含まない (28.51)。</p> <p>(12) ~ (13) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.42 その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミニノけい酸塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（ ）非金属無機酸塩又はペルオキソ酸塩（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>主なものは次の物品である。</p> <p>(A) <u>雷酸塩、シアノ酸塩、イソシアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（単離されないシアノ酸 ($\text{HO}-\text{C}=\text{N}$) 又はイソシアノ酸 ($\text{HN}=\text{C}=0$) 並びに雷酸 ($\text{H}-\text{C}(\text{N}^+-\text{O}^-)$)若しくはその他のシアノ酸異性体又はチオシアノ酸 ($\text{HS}-\text{C}=\text{N}$) の金属塩）</u></p> <p>（ 1 ）雷酸塩：雷酸塩は、その構造は多少不明な点がある。非常に不安定でわずかな衝撃や熱（例えば、スパーク）で爆発する。点火薬として雷管等の製造に使用する。</p> <p>（ 2 ）シアノ酸塩：アンモニウム、ナトリウム又はカリウムのシアノ酸塩は、各種の有機化合物の製造に使用する。また、アルカリ土類のシアノ酸塩も知られている。</p> <p>（ 3 ）チオシアノ酸塩：チオシアノ酸塩（スルホシアノ化物、sulphocyanides）は、チオシアノ酸（単離されない）($\text{HS}-\text{C}=\text{N}$)の金属塩である。</p> <p>主なものは次の物品である。</p> <p>(a) <u>チオシアノ酸アンモニウム (NH_4SCN)：無色の結晶で、潮解性があり、水によく溶ける。空気と光の作用で赤変し、加熱すると分解する。電気めっき、写真、染色又は印刷（特に、サイジングした絹織物の劣化防止）、冷媒、シアノ化物又はヘキサシアノ鉄（ ）酸塩、チオ尿素、グアニジン、プラスチック、接着剤、除草剤の製造等に使用する。</u></p> <p>（ b ）チオシアノ酸ナトリウム (NaSCN)：チオシアノ酸アンモニウムと同様の外観であるか又は粉末であり、有毒。写真、染色（媒染剤）、医薬、試薬、電気めっき等に使用するほか、人造からし油の製造、ゴム工業等に使用する。</p> <p>（ c ）チオシアノ酸カリウム (KSCN)：チオシアノ酸ナトリウムと同様の特性を持つ。繊維工業、写真、有機合成（チオ尿素、人造からし油、染料等）、チオシアノ酸塩、冷媒、駆虫剤の製造等に使用する。</p> <p>（ d ）チオシアノ酸カルシウム ($\text{Ca}(\text{SCN})_2 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$)：無色の結晶で潮解性が</p>	<p>28.42 その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミニノけい酸塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（ ）非金属無機酸塩又はペルオキソ酸塩（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>主なものは次の物品である。</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>あり、水に可溶。染色の媒染剤、セルロースの溶剤、綿のマーセライズ加工、医薬（よう化カリウムの代用品。動脈硬化症治療）、ヘキサシアノ鉄（）酸塩又はその他のチオシアン酸塩の製造、羊皮紙製造に使用する。</p> <p><u>(e) 銅のチオシアン酸塩</u></p> <p>チオシアン酸第一銅 (cuprous thiocyanate) ($CuSCN$) : 白色、灰色又は黄色を帯びた粉末又はペーストで水に不溶。なせんの媒染剤、船用ペイントの製造及び有機合成に使用する。</p> <p>チオシアン第二銅 (cupric thiocyanate) ($Cu(SCN)_2$) : 黒色の粉末で水に不溶。容易にチオシアン酸第一銅となる。雷管及びマッチの製造に使用する。</p> <p>雷酸水銀及びチオシアン酸第二水銀 (mercuric thiocyanate) は含まれない (28.52)</p> <p><u>(B) 亜砒(ひ)酸塩 (arsenites) 及び砒(ひ)酸塩 (arsenates)</u> (省略)</p> <p>(1) ~ (9) (省略) (削除)</p> <p><u>(10) 鉛の砒(ひ)酸塩</u> : ニオルト砒(ひ)酸三鉛 ($Pb_3(AsO_4)_2$) 及び酸性オルト砒(ひ)酸鉛があり、水に難溶。白色の粉末、ペースト状又は乳化しているものがある。殺虫剤の製造に使用する。</p> <p><u>(11) その他の砒(ひ)酸塩</u> : アルミニウムの砒(ひ)酸塩 (殺虫剤) 又はコバルトの砒(ひ)酸塩 (桃色の粉で窯業用) を含む。 この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略) (b) 砒(ひ)化物 (28.53) (c) (省略)</p> <p><u>(C) (セレン酸の塩)</u> : セレン化物 (selenides)、亜セレン酸塩 (selenites) 及びセレン酸塩 (selenates) 次の物品を含む。 (1) ~ (4) (省略) この項には、天然のセレン銅鉛 (zorgite) を含まない (25.30)。</p>	<p><u>(A) 亜砒(ひ)酸塩 (arsenites) 及び砒(ひ)酸塩 (arsenates)</u> (省略)</p> <p>(1) ~ (9) (省略)</p> <p><u>(10) 水銀の砒(ひ)酸塩</u> : オルト砒(ひ)酸第二水銀 (mercuric orthoarsenate) ($Hg_3(AsO_4)_2$) は、オルト砒(ひ)酸ナトリウムと塩化第二水銀から得られる。うすい黄色の粉末で水に不溶。防汚ペイントに使用する。</p> <p><u>(11) 鉛の砒(ひ)酸塩</u> : ニオルト砒(ひ)酸三鉛 ($Pb_3(AsO_4)_2$) 及び酸性オルト砒(ひ)酸鉛があり、水に難溶。白色の粉末、ペースト状又は乳化しているものがある。殺虫剤の製造に使用する。</p> <p><u>(12) その他の砒(ひ)酸塩</u> : アルミニウムの砒(ひ)酸塩 (殺虫剤) 又はコバルトの砒(ひ)酸塩 (桃色の粉で窯業用) を含む。 この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略) (b) 砒(ひ)化物 (28.51) (c) (省略)</p> <p><u>(B) セレン酸の塩</u> : セレン化物 (selenides)、亜セレン酸塩 (selenites) 及びセレン酸塩 (selenates) 次の物品を含む。 (1) ~ (4) (省略) この項には、天然のセレン銅鉛 (zorgite) を含まない (25.30)。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>(D)</u> (テルル酸の塩 : テルル化物 (tellurides) 、 亜テルル酸塩 (tellurites) 及びテルル酸塩 (tellurates) 次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">() 複塩及び錯塩 (省略)</p> <p>(A) 塩化物の複塩及び錯塩 (chlorosalts) (1) アンモニウムと以下に掲げる金属の塩化物 (a) ~ (f) (省略) (削除)</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p>(B) よう化物の複塩及び錯塩 (iodosalts) (1) ~ (2) (省略) (削除)</p> <p>(C) ~ (IJ) (省略)</p> <p><u>(K)</u> シアン酸の複塩又は錯塩</p> <p><u>(L)</u> けい酸塩の複塩及び錯塩 (省略)</p> <p><u>(M)</u> 金属酸化物の複塩及び錯塩 クロム酸カリウムカルシウムのような塩がある。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省略)</p> <p><u>(e)</u> 塩化アンモニウム水銀 (塩化アンモニウム第一水銀 (ammonium mercuric chloride) 又は塩化アンモニウム第二水銀 (ammonium chloromercurate)) 及びよう化水銀銅 (28.52)</p> <p><u>(f)</u> 硫酸マグネシウムカリウム (純粹であるかないかを問わない。) (31類)</p>	<p><u>(C)</u> テルル酸の塩 : テルル化物 (tellurides) 、 亜テルル酸塩 (tellurites) 及びテルル酸塩 (tellurates) 次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">() 複塩及び錯塩 (省略)</p> <p>(A) 塩化物の複塩及び錯塩 (chlorosalts) (1) アンモニウムと以下に掲げる金属の塩化物 (a) ~ (f) (省略)</p> <p><u>(g)</u> 水銀 (塩化アンモニウム第二水銀 (ammonium chloromercurate)) : 白色の結晶性粉で、熱水に比較的可溶。有毒である。医薬及び花火に使用する。</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p>(B) よう化物の複塩及び錯塩 (iodosalts) (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>(3)</u> よう化水銀銅 : 暗赤色の粉で、水に不溶。有毒、測温器に使用する。</p> <p>(C) ~ (IJ) (省略) (新規)</p> <p><u>(K)</u> けい酸塩の複塩及び錯塩 (省略)</p> <p><u>(L)</u> 金属酸化物の複塩及び錯塩 クロム酸カリウムカルシウムのような塩がある。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省略)</p> <p><u>(e)</u> 硫酸マグネシウムカリウム (純粹であるかないかを問わない。) (31類) (新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかを問わない。） 、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム (省略)</p> <p>(A) ~ (B) (省略)</p> <p>(C) 貴金属のアマルガム 貴金属と水銀の合金である。最も一般的なものである金又は銀のアマルガムは、貴金属を得るための中間製品として使用する。 この項には、貴金属と卑金属の両方を含有するアマルガム（例えば、歯科用に使用するある種のアマルガム）を含む。ただし、全体が卑金属のアマルガムは含まない（<u>28.53</u>）。</p> <p><u>水銀化合物（アマルガムを除く。）を含まない（28.52）</u></p>	<p>28.43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかを問わない。） 、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム (省略)</p> <p>(A) ~ (B) (省略)</p> <p>(C) 貴金属のアマルガム 貴金属と水銀の合金である。最も一般的なものである金又は銀のアマルガムは、貴金属を得るための中間製品として使用する。 この項には、貴金属と卑金属の両方を含有するアマルガム（例えば、歯科用に使用するある種のアマルガム）を含む。ただし、全体が卑金属のアマルガムは含まない（<u>28.51</u>）。</p> <p>(新規)</p>
<p>28.49 炭化物（化学的に単一であるかを問わない。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) 炭素と次の元素の二成分系化合物：酸素（28.11）、ハロゲン（28.12又は29.03）、硫黄（28.13）、貴金属（28.43）、窒素（<u>28.53</u>）、水素（29.01） (b) ~ (d) (省略)</p>	<p>28.49 炭化物（化学的に単一であるかを問わない。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) 炭素と次の元素の二成分系化合物：酸素（28.11）、ハロゲン（28.12又は29.03）、硫黄（28.13）、貴金属（28.43）、窒素（<u>28.51</u>）、水素（29.01） (b) ~ (d) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.50 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるか ないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(A) 水素化物 (hydrides)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、水素と次の元素との化合物を含まない。酸素 (22.01、28.45、 28.47及び<u>28.53</u>)、窒素 (28.11、28.14及び28.25)、りん (28.48)、炭素 (29.01) 及びその他の非金属 (28.06及び28.11)。パラジウムその他の貴金属の 水素化物は28.43項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(B) 窒化物 (nitrides)</p> <p>(1) ~ (2) （省 略）</p> <p>この項には、窒素と次の元素との化合物（酸素 (28.11)、ハロゲン (28.12) ）、硫黄 (28.13)、水素 (28.14)、炭素 (<u>28.53</u>) を含まない。銀その他の貴 金属の窒化物は28.43項に属し、トリウム及びウランの窒化物は28.44項に属す る。</p> <p style="text-align: center;">(C) ~ (E) （省 略）</p>	<p>28.50 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるか ないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(A) 水素化物 (hydrides)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、水素と次の元素との化合物を含まない。酸素 (22.01、28.45、 28.47及び<u>28.51</u>)、窒素 (28.11、28.14及び28.25)、りん (28.48)、炭素 (29.01) 及びその他の非金属 (28.06及び28.11)。パラジウムその他の貴金属の 水素化物は28.43項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(B) 窒化物 (nitrides)</p> <p>(1) ~ (2) （省 略）</p> <p>この項には、窒素と次の元素との化合物（酸素 (28.11)、ハロゲン (28.12) ）、硫黄 (28.13)、水素 (28.14)、炭素 (<u>28.51</u>) を含まない。銀その他の貴 金属の窒化物は28.43項に属し、トリウム及びウランの窒化物は28.44項に属す る。</p> <p style="text-align: center;">(C) ~ (E) （省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧 (新規)
<p>28.52 水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)</p> <p>この項には、水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)を含む。 主なものは、次の物品である。</p> <p>(1) 水銀の酸化物：酸化第二水銀(mercuric oxide)(HgO)は、水銀の酸化物の中で最も重要なもので、鮮赤色結晶性粉(赤色酸化物)又はより高密度な橙黄色の無定形の粉(黄色酸化物)である。これらはいずれも毒性があり、光にさらすと黒変する。眼科用(特に赤色酸化物)、船舶用塗料・水銀塩の調製用又は触媒に使用する。</p> <p>(2) 水銀の塩化物</p> <p>(a) 塩化第一水銀(甘こう、caromel)(Hg₂Cl₂)：無定形の塊、粉又は白色結晶として存在し、水に不溶である。沈澱又は蒸気カロメルで特に純粋なものは、緩下剤、駆虫剤として使用する。 塩化第一水銀は、花火、窯業等にも使用する。</p> <p>(b) 塩化第二水銀(昇こう、corrosive sublimate)(HgCl₂)：多角柱状性結晶又は白色針状結晶で、水(特に熱水)に可溶、猛毒であり、非常に希薄な溶液で強力な防腐力、殺菌力、殺虫力を持つ。医薬(消毒剤等)、鉄のブロンズ化、木材の不燃化、写真の増感剤、有機化学における触媒及び酸化水銀の製造に使用する。</p> <p>(3) 水銀のよう化物</p> <p>(a) よう化第一水銀(mercurous iodide)(HgI又はHg₂I₂)：通常無定形の粉であるが、時には結晶もある。通常、黄色であるが、時には緑色又は赤色を帶びていることがある。水に難溶で毒性が強い。消毒剤(梅毒治療用)及び有機合成に使用する。</p> <p>(b) よう化第二水銀(mercuric iodide、red iodide)(HgI₂)：赤色の結晶性粉末で、ほとんど水に溶けず、毒性が強い。写真(増感剤)及び分析に使用する。</p> <p>(4) 水銀の硫化物：人造の硫化水銀(HgS)は、黒色物である。昇華又は多硫化アルカリと共に加熱すると赤色の粉末(赤色硫化水銀、人造朱)となり、ペイント又はシーリングワックスの顔料に使用する。湿式法で得られたものは光沢が強いが耐光性があまりよくない。この塩は毒性である。 天然の硫化水銀(辰砂(cinnabar)、天然朱)は含まない(26.17)。</p> <p>(5) 水銀の硫酸塩</p> <p>(a) 硫酸第一水銀(mercurous sulphate)(Hg₂SO₄)：白色の結晶性の粉で、水で分解し塩基性硫酸塩となる。カロメル電池及び標準電池の製造に使用する。</p>	

関税率表解説改正

新	旧
<p>(b) 硫酸第二水銀 (mercuric sulphate) (HgSO_4) : 無水塩は、白色の結晶性の塊で、光で黒変する。一水塩は、結晶性のフレークである。塩化第二水銀その他の第二水銀塩の製造、金及び銀の冶(や)金等に使用する。</p> <p>(c) 硫酸二酸化三水銀 (trimercury dioxide sulphate) ($\text{HgSO}_4 \cdot 2\text{HgO}$) (塩基性硫酸水銀) : 淡黄色の粉で水に不溶、光で分解する。医薬に使用する。</p> <p>(6) 水銀の硝酸塩</p> <p>(a) 硝酸第一水銀 ($\text{HgNO}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$) : 無色の結晶で有毒である。めっき、医薬、帽子製造におけるフェルト生産のためのカロッチング処理(強水)、酢酸第一水銀の製造等に使用する。</p> <p>(b) 硝酸第二水銀 ($\text{Hg}(\text{NO}_3)_2$) : 通常二水塩で、無色の結晶又は白色若しくは黄色の板状で、潮解性があり、有毒。帽子製造、めっき、医薬(梅毒の治療)、防腐剤、二トロ化助剤、有機合成における触媒、雷酸水銀又は酸化第二水銀の製造等に使用する。</p> <p>(c) 塩基性硝酸水銀 : これらの硝酸塩は、黄色の粉で医薬に使用する。</p> <p>(7) 水銀のシアン化物</p> <p>(a) シアン化第二水銀 (mercuric cyanide) ($\text{Hg}(\text{CN})_2$) : 白色不透明の結晶で水に可溶、空気中でかっ色に変わる。加熱すると分解してシアンガスを発生するので、シアンガスの製造に使用する。また、防腐剤、消毒剤(特にせっけん)、写真に使用する。</p> <p>(b) シアン化酸化第二水銀 (mercuric cyanide oxide) ($\text{Hg}(\text{CN})_2 \cdot \text{HgO}$) : 白色の結晶性粉末で、水(特に熱水)に可溶。塩化第二水銀より強力で、シアン化水銀より刺激の弱い殺菌作用があり、眼科、丹毒、皮膚病、梅毒の治療及び外科用器具の滅菌に使用する。</p> <p>(8) 無機塩基のシアノ水銀酸塩 : シアノ水銀酸カリウム (potassium cyanomercurate) : 無色の結晶で有毒、水に可溶。銀鏡に使用する。</p> <p>(9) 雷酸水銀(推定化学式は$\text{Hg}(\text{ONC})_2$) : 白色又は黄色の針状結晶で、沸騰水に可溶、有毒。爆発時に赤色の煙を発生する。非金属製容器に水を満たして貯える。</p> <p>(10) チオシアン酸第二水銀 (mercuric thiocyanate) ($\text{Hg}(\text{SCN})_2$) : 白色の結晶性の粉で、水に難溶。毒性のある塩で、写真技術においてネガフィルムの増感に使用する。</p> <p>(11) 水銀の砒(ひ)酸塩 : オルト砒(ひ)酸第二水銀 (mercuric orthoarsenate) ($\text{Hg}_3(\text{AsO}_4)_2$) : うすい黄色の粉末で水に不溶。防汚塗料に使用する。</p>	

関税率表解説改正

新	旧
<p>(12) 複塩及び錯塩</p> <p>(a) アンモニウムと水銀の塩化物 (塩化アンモニウム第二水銀 (ammonium mercuric chloride 又は ammonium chloromercurate)) : 白色の結晶性粉末で、熱水に比較的可溶。有毒である。医薬及び花火に使用する。</p> <p>(b) よう化水銀銅 : 暗赤色の粉末で、水に不溶で有毒。測温器に使用する</p> <p>(13) アミノ塩化(第二)水銀 (HgNH₂Cl) : 塩化第二水銀溶液にアンモニアを作用させて得られる。白色の粉で、光にさらすと灰色又は黄色になる。水に不溶で有毒、花火及び医薬に使用する。</p> <p>(14) 水銀の乳酸塩</p> <p>(15) 有機 - 無機水銀化合物 : 1又は1以上の水銀原子 (特にXが無機又は有機酸残基の (-HgX基)) を含む。</p> <p>(a) ジエチル水銀</p> <p>(b) ジフェニル水銀</p> <p>(c) 酢酸フェニル水銀</p> <p>(16) ヒドロ水銀化ジブロモフルオレス cin (Hydromercuridibromofluorescein)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 水銀 (28.05項又は30類)</p> <p>(b) 貴金属のアマルガム、貴金属と卑金属の両方を含有するアマルガム (28.43) 及び全体が卑金属のアマルガム (28.53)</p>	

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>28.53 その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u></p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) その他の無機化合物</p> <p>無機化学品は、他の項に該当するものを除き、この項に属する（類注2に掲げる炭素の化合物を含む。）。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(4) よう化ホスホニウム (phosphonium iodide) : 例えば、りん、よう素及び水の相互作用により得られる。還元剤である。</u></p> <p><u>(5) 三塩化シラン (SiHCl₃) : 塩酸とけい素との反応により得られる。煙霧シリカ (fumed silica) 及び非常に高純度のけい素の製造に使用される。</u></p> <p style="text-align: center;">(C) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(D) アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(1) ~ (6) (省略)</u></p> <p><u>貴金属を含むアマルガム（卑金属と結合したものであるかないかを問わない。）は含まない (28.43) 。アマルガムを除く水銀化合物は、第28.52項に属する。</u></p>	<p><u>28.51 その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u></p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) その他の無機化合物</p> <p>無機化学品は、他の項に該当するものを除き、この項に属する（類注2に掲げる炭素の化合物を含む。）。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(4) アミノ塩化水銀 (HgNH₂Cl) : 塩化第二水銀溶液にアンモニアを作用させて得られる。白色の粉で、光にさらすと灰色又は黄色になる。水に不溶で有毒、花火及び医薬に使用する。</u></p> <p><u>(5) よう化ホスホニウム (phosphonium iodide) : 例えば、りん、よう素及び水の相互作用により得られる。還元剤である。</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(C) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(D) アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(1) ~ (6) (省略)</u></p> <p><u>貴金属を含むアマルガム（卑金属と結合したものであるかないかを問わない。）は含まない (28.43) 。</u></p>